

DRM に関する国内外の動向

神奈川大学経営学部

奥邨 弘司

1 DRM の定義

1 - 1 DRM とは何か

Digital Rights Management の略語として、DRM を位置づけるとしても、そもそも Digital Rights Management にどのような和訳を与えるかは、Digital Rights Management そのものの理解に絡むことであり難しい。

例えば、比較的広く使われる「デジタル著作権管理」という用語にしても、厳密に理解すれば、著作権（著作隣接権）の存在しない情報に関するものは DRM の範疇に入らないと断言することになってしまう。一方で、「デジタル権利管理」としてしまうと、権利の範囲がどこまで広がるのか議論を呼ぶであろうし、「デジタルコンテンツの権利管理」と意識すると D/A 変換 A/D 変換の部分はどう考えるのかという問題も出てくる。

さらにいえば、DRM とは技術なのか、それとも行為なのか、組み合わせたシステムなのかも議論のあるところであり、仮に「デジタル著作権管理」という用語を採用したとしても、それに「技術」をつなげるのか「システム」にするのか、何もなくて良いのか悩ましい状態である。

1 - 2 WIPO 報告書の定義

WIPO が公開している DRM に関する報告書¹では、DRM を機能面から下記のように記述している。（定義ではない）

Digital rights management と Digital management of rights

- ・ The identification and description of intellectual property, rights pertaining to works and to parties involved in their creation of administration
- ・ The (technical) enforcement of usage restrictions

まとめると、the technologies and/or processes that are applied to digital content to describe and identify it and/or to define, apply and enforce usage rules in a secure manner

¹ WIPO 事務局文書 SCCR/10/2

Access Control、Copy Protection、The Management of Intellectual Property Rights

1 - 3 EU 報告書の定義

EU が組織した High Level Group が公開している DRM に関する報告書²も、DRM を定義していない。そこでは代わりに、CEN での議論を紹介しているが、これも参加団体がそれぞれの視点から提案した定義例を併記するだけで、統一はできていない。

1 - 4 本報告での意味づけ

本報告でも定義付けは避け、一般に DRM に関連するものと考えられるであろう²以下に挙げた事例等をカバーするものとして演繹的に意味づけたい。

いわゆる権利管理情報を DRM と扱うのかは議論のあるところだが、事例との関係および時間的な関係から、本報告では除外する。

2 DRM の現状：国内の主要な技術のイメージ図【スライド 2】³

2 - 1 音楽分野

2 - 2 映像分野

3 DRM の仕組み：技術と契約【スライド 3】⁴

3 - 1 DRM ライセンサと機器等メーカー間

3 - 2 DRM ライセンサとコンテンツ権利者間

3 - 3 ユーザとコンテンツ権利者（機器等メーカー）間

3 - 4 システムとしての保護【スライド 4】

4 DRM によるコンテンツ保護の枠組み⁵

4 - 1 三又の矛による保護【スライド 5】

4 - 2 契約によるエンフォースメント【スライド 6】

² High Level Grope on Digital Rights Management, Final Report March-July 2004 <http://europa.eu.int/information_society/eeurope/2005/all_about/digital_rights_man/doc/040709_hlg_drm_final_report.doc> 参照。

³ スライド中の 1 については、「デジタルでない」「法律が強制している」または「暗号を利用しない」等、他とは性質上異なる部分が存在するため、スライド 3 以降の指摘がそのままでは当てはまらない場合がある。

⁴ 技術と契約と法律の組み合わせによるコンテンツ保護に関しては、実務界で特に家電等の機器メーカーを中心に主張されてきたところであり、例えば、過去、文化審議会著作権分科会司法救済制度小委員会（第 4 回）（2002 年 9 月 2 日）において、社団法人日本経済団体連合会産業技術委員会知的財産問題部会光主清範幹事によってその考え方が報告されている <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/012/020902g.pdf> が、学術論文としては Stefan Bechtold, *Digital Rights Management in the United States and Europe*, 52 The American Journal of Comparative Law 323 (2004) が詳しい。

⁵ Bechtold・前掲注(4) 参照。

4 - 3 技術と法律によるエンフォースメント【スライド7】

裁判例は、6 参照

5 DRM 保護法制

5 - 1 国際条約

WIPO 著作権条約 11 条

Contracting Parties shall provide adequate legal protection and effective legal remedies against the circumvention of effective technological measures that are used by authors in connection with the exercise of their rights under this Treaty or the Berne Convention and that restrict acts, in respect of their works, which are not authorized by the authors concerned or permitted by law.

WIPO 実演・レコード条約 18 条

Contracting Parties shall provide adequate legal protection and effective legal remedies against the circumvention of effective technological measures that are used by performers or producers of phonograms in connection with the exercise of their rights under this Treaty and that restrict acts, in respect of their performances or phonograms, which are not authorized by the performers or the producers of phonograms concerned or permitted by law.

5 - 2 日本

著作権法 (略)

2 条 1 項 20 号

30 条 1 項 2 号

120 条の 2

不正競争防止法

2 条 1 項 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

営業上用いられている技術的制限手段（他人が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録をさせないために用いているものを除く。）により制限されている影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする機能のみを有する装置（当

該装置を組み込んだ機器を含む。)若しくは当該機能のみを有するプログラム(当該プログラムが他のプログラムと組み合わせられたものを含む。)を記録した記録媒体若しくは記憶した機器を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、又は当該機能のみを有するプログラムを電気通信回線を通じて提供する行為

他人が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録をさせないために営業上用いている技術的制限手段により制限されている影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする機能のみを有する装置(当該装置を組み込んだ機器を含む。)若しくは当該機能のみを有するプログラム(当該プログラムが他のプログラムと組み合わせられたものを含む。)を記録した記録媒体若しくは記憶した機器を当該特定の者以外の者に譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、又は当該機能のみを有するプログラムを電気通信回線を通じて提供する行為

2条5項 この法律において「技術的制限手段」とは、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録を制限する手段であって、視聴等機器(影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録のために用いられる機器をいう。以下同じ。)が特定の反応をする信号を影像、音若しくはプログラムとともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は視聴等機器が特定の変換を必要とするよう影像、音若しくはプログラムを変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。

3条 不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物(侵害の行為により生じた物を含む。第5条第1項において同じ。)の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の停止又は予防に必要な行為を請求することができる。

4条 故意又は過失により不正競争を行って他人の営業上の利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、第8条の規定により

同条に規定する権利が消滅した後にその営業秘密を使用する行為によって生じた損害については、この限りでない。

5 - 3 米国

1201 条 (略)

5 - 4 EU

著作権指令 6 条 4 項

Notwithstanding the legal protection provided for in paragraph 1, in the absence of voluntary measures taken by rightholders, including agreements between rightholders and other parties concerned, Member States shall take appropriate measures to ensure that rightholders make available to the beneficiary of an exception or limitation provided for in national law in accordance with Article 5(2)(a), (2)(c), (2)(d), (2)(e), (3)(a), (3)(b) or (3)(e) the means of benefiting from that exception or limitation, to the extent necessary to benefit from that exception or limitation and where that beneficiary has legal access to the protected work or subject-matter concerned.

A Member State may also take such measures in respect of a beneficiary of an exception or limitation provided for in accordance with Article 5(2)(b), unless reproduction for private use has already been made possible by rightholders to the extent necessary to benefit from the exception or limitation concerned and in accordance with the provisions of Article 5(2)(b) and (5), without preventing rightholders from adopting adequate measures regarding the number of reproductions in accordance with these provisions.

The technological measures applied voluntarily by rightholders, including those applied in implementation of voluntary agreements, and technological measures applied in implementation of the measures taken by Member States, shall enjoy the legal protection provided for in paragraph 1.

The provisions of the first and second subparagraphs shall not apply to works or other subject-matter made available to the public on agreed contractual terms in such a way that members of the public may access them from a place and at a time individually chosen by them.

When this Article is applied in the context of Directives 92/ 100/EEC and 96/9/EC, this paragraph shall apply mutatis mutandis.

6 DRM に関する主要な裁判例⁶

6 - 1 日本

コピーガードキャンセラーの販売事例⁷

平成 11 年 11 月 インターネット上でコピーガードキャンセラーを販売していた業者を著作権法違反で逮捕

平成 12 年 1 月 製造販売業者も同じく著作権法違反で逮捕
いずれも法改正直後の摘発事例

いわゆる CATV ただ見チューナーの販売事例⁸

平成 17 年 1 月 31 日

不正競争防止法（2 条 1 項 11 号、3 条）に基づき、該当チューナーの輸入販売の禁止および破棄を命じる仮処分申請 認容

同様のチューナーに関しては、電気用品安全法により、販売業者が逮捕された事例がある（2005 年 5 月 25 日）

6 - 2 米国の例

DeCSS 関連

Universal City Studios, Inc. v. Reimerdes, 111 F. Supp. 2d 294 (S.D.N.Y. 2000).

原告は米国の主要映画会社等であり、被告は、DVD の DRM である CSS を解除するソフトウェア「DeCSS」(ノルウェーの少年(当時)が開発)を自らの Web サイトに掲載するか、または DeCSS が掲載されている Web サイトへのリンクを提供していた者達である。原告は、被告の行為は DMCA に違反するとして、その差止めを求めた。

裁判所は、DeCSS はアクセスコントロール技術および権利保護技術である⁹とした上で、被告の行為は米国著作権法§1201(a)(2) (アクセスコントロール技術を迂回する製品等の製造・販売等の禁止規定)に違反するとして差止めを認めた。

DeCSS を表現として捉えた場合、Web サイトへの掲載を禁止することや、掲載されたサイトへのリンクを禁止することは、表現の自由の侵害になるのではないかとする被告の主張は容れられなかった。

被告は控訴したが、第 2 巡回区控訴裁判所は、地裁の判断を肯定した¹⁰。

⁶ 網羅的ではなく、特徴のあるものを適宜ピックアップした

⁷ JVA REPORT 77 号および 79 号参照。

⁸ 社団法人日本ケーブルテレビ連盟のプレスリリース <http://www.catv-jcta.jp/topics_list.php> 参照。

⁹ “CSS, or Content Scramble System, is an access control and copy prevention system for DVDs developed by the motion picture companies, including plaintiffs.”

¹⁰ Universal City Studios, Inc. v. Corley, 273 F.3d 429 (2nd Cir. 2001)

DeCSS の関連では、CSS 技術のライセンサーである DVD-CCA が、DeCSS を Web サイト上に掲載していた者を、トレードシークレットの不正使用を理由に訴えた事件がある。

DVD Copy Control Assn., Inc. v. Bunner, 31 Cal. 4th 864 (2003)

321Studios 事件

321 Studios v. MGM Studios, Inc., 307 F. Supp. 2d 1085 (N.D.Cal. 2004)

DVD ソフトのバックアップコピーを作成できるソフトウェア DVD Copy Plus と DVD-X COPY を販売していた 321Studios 社は、自らの行為が DMCA の迂回禁止規定に違反していないこと、またはそもそも同規定は憲法違反であることの確認および、自らのソフトウェアは実質的に非侵害的な利用方法を有し、その使用はフェアユースを構成するのであって、その使用を禁止することは憲法修正第 1 条違反であることの確認を求めて、主要映画会社を被告として訴訟を提起。

裁判所は、DeCSS 事件を先例として引きつつ、321Studios 社のソフトウェアは CSS を解除することを主目的に設計・製造され、同時に販売されているものとして、§1201(a)(2) (アクセスコントロール技術を迂回する製品等の製造・販売等の禁止規定) および §1201(b) (権利保護技術を迂回する製品等の製造・販売等の禁止規定) に違反すると認定した¹¹。修正第 1 条に関する論点については、DMCA は機能に対する規制であり、表現の中身に対する規制ではないため、中間的基準によって判断すべきとした上で、その場合、現実の危害を直接かつ実質的に和らげるような規制であれば合憲であり、DMCA の迂回禁止規定はその基準を満たすとした。

321Studios 社に関する訴訟では、Paramount Pictures Corp. v. 321 Studios, 69 U.S.P.Q.2D (BNA) 2023 (S.D.N.Y. 2004) も同様の理由で、仮差止めを認めている。

Macrovision 社が、DMCA 違反および特許侵害で 321Studios 社を訴えた訴訟に関しても、仮差止めが認められたが、「既に他の訴訟で仮差止めが認められている」ことを理由とするもので、具体的な判断の結果ではない。Macrovision Corp. v. 321 Studios, 2004 U.S. Dist. LEXIS 8345 (S.D.N.Y. 2004)

¹¹ 判決は、"CSS is a technological measure that both effectively controls access to DVDs and effectively protects the right of a copyright holder. ... While 321 is technically correct that CSS controls access to encrypted DVDs, the purpose of this access control is to control copying of those DVDs, since encrypted DVDs cannot be copied unless, they are accessed. 321 claims that CSS does not prevent copying, since it does not prevent copying the en-cripted data on the DVD. However, as 321 admits "that copying is not particularly useful," as any copy made without circumventing CSS could not be accessed or viewed. ...It is clear to this Court CSS is a copy control system, and therefore § 1201(b)(1) does apply."と判断している。

Lexmark 事件

Lexmark International, Inc. v. Static Control Components, Inc., 387 F.3d 522 (6th Cir. 2004)

レーザープリンターのトナーカートリッジの再利用を可能にするために、プリンターとトナーの両方に組み込まれている認証システムを破る互換チップを製造販売している企業に対して、プリンターメーカーである Lexmark 社が DMCA のアクセスコントロール技術を迂回する製品等の製造・販売等の禁止規定に違反すること等を理由に訴えた事例。

地裁では、原告の主張が容れられ、仮差止めが認められた¹²が、第 6 巡回区控訴裁は地裁の判断を覆し、仮差止めを無効とし、事件を地裁に差し戻した。控訴裁は、対象となっている認証システムの 1 つは、あるプログラムの機能へのアクセスを制限してはいるが、そのプログラム自体へのアクセスを制限していないために効果的なアクセスコントロール技術ではないという意味において、もう 1 つの認証システムについては、アクセスを制限している対象がそもそも著作物ではないという意味において、§1201(a)(2)違反に当たらないとした。

なお、原告は最高裁にも上訴したようであるが却下されている¹³。

映画や音楽などのコンテンツの保護を目的とするのではなく、自社の製造販売する機器に関する互換製品の排除を目的として採用された「アクセスコントロール技術」について、互換製品の製造販売業者等を DMCA の迂回禁止規定違反で訴えたという意味で、Lexmark 事件と共通する Chamberlain 事件に関しては、地裁・控訴裁共に原告の訴えを棄却している。

【昨年の小委員会第 2 回で紹介済みの判決】

特定の DRM の安全性についての研究発表に関する事例

Felten, et al., v. RIAA, et al.¹⁴

特定の DRM 技術の安全性についての研究成果を発表しようとした研究者に対して、全米レコード協会が、DMCA の DRM 保護規定に違反するとして警告を行ったため、警告状を受け取った研究者が同規定の違反ではないことの確認を求めて訴えた事例。

¹² Lexmark International, Inc. v. Static Control Components, Inc., 253 F.Supp. 2d 943 (E.D.Ky. 2003)

¹³ http://www.scc-inc.com/ScCVsLexmark/pdf_lawsuit/SupremeCourtRejectsLexmark.pdf 参照。

¹⁴ Electric Frontier Foundation (EFF) の Web サイト参照。 < http://www.eff.org/IP/DMCA/Felten_v_RIAA/ >

迂回禁止規定違反者に損害賠償を求めた事例

Paramount Pictures Corp. v. Ladd, 2004 U.S. Dist. LEXIS 12352 (S.D.N.Y. 2004)

インターネットを通じて DVD ソフトをコピーするツールを販売していた者達を相手取って、映画会社が著作権の不正使用によって被った損害と弁護士費用の賠償を求めた訴訟。被告等は、期限内に答弁を行わなかったため、欠席判決が下されることとなり、損害額認定のため、Magistrate Judge によって作成されたのが本判決。

原告が、被告の利益額相当の損害賠償を求めたところ、Magistrate Judge は、第三者証人からの記録を基に被告の収入を認定した上で、控除されるべき費用について被告から反論がなかったことを踏まえて、被告の収入額 (約 41 万ドルと約 134 万ドル) に相当する額の賠償を命じた。弁護士費用については、原告側の十分な証明がなかったとして棄却。

有料衛星放送のスクランブル解除に関する事例

DirecTV, Inc. v. Borow, Copy. L. Rep. (CCH) P28,940 (N.D.Ill. 2005)

有料衛星放送のスクランブルを解除した個人ユーザが、DMCA のアクセスコントロール技術も迂回禁止規定違反等で訴えられた事例。原告にサマリージャッジメントが認められる。

不正アクセスだけでは DMCA の DRM 保護規定違反とはいえないとされた事例

I.M.S. Inquiry Mgmt. System Ltd. v. Berkshire Information System Inc., 307 F. Supp. 2d 521 (S.D.N.Y. 2004)

他者向けに発行されたユーザーID とパスワードを使って、認証機能を回避し、不正に Web システムにアクセスする行為について、

Circumvention requires either descrambling, decrypting, avoiding, bypassing, removing, deactivating or impairing a technological measure qua technological measure. In the instant matter, defendant is not said to have avoided or bypassed the deployed technological measure in the measure's gatekeeping capacity. ... More precisely and accurately, what defendant avoided and bypassed was permission to engage and move through the technological measure from the measure's author. Unlike the CFAA, a cause of action under the DMCA does not accrue upon unauthorized and injurious access alone; rather, the DMCA "targets the circumvention of digital walls guarding copyrighted material."

と判示した。

DMCA 違反について刑事責任が問われた事例

司法省の Computer Crime and Intellectual Property Section (CCIPS)の Web サイト¹⁵に DMCA 違反事例として掲載されたものの内、Title 47 U.S.C. Section 605(e)(4) (衛星放送の無許諾受信装置の製造販売等の禁止規定) 違反によると思われるものを除くと

- ・ 衛星放送の無許諾受信カードを製造販売した事例
 - ・ ゲーム機を改造して違法複製ゲームをプレイできるようにした事例
 - ・ VHS テープ用の技術的保護手段を迂回した事例
 - ・ 電子ブックの技術的保護手段を迂回した事例¹⁶
- 等に大別できる¹⁷。

FCC による Broadcast Flag 規則の制定権限が問われた事例

American Library Association v. FCC, 406 F.3d 689 (D.C. Cir. 2005)

FCC が制定した Broadcast Flag 規則によって、2005 年 7 月 1 日から全てのデジタルチューナは Broadcast Flag に対応することが求められた。これに対して、全米図書館協会等が、FCC の権限外の行為であるとして訴えた。

コロンビア特別区控訴裁判所は、FCC の主張する付随的権限に基づき、デジタルチューナの受信機能以外の部分を規制することは、FCC に与えられた授權範囲を超えると結論づけ、Broadcast Flag 規則を無効とした。

6 - 4 ヨーロッパの例

CSS 作成少年に関する裁判 (刑事)

DVD の DRM である CSS を解除した少年(当時)が、ノルウェー刑法 145 条 2 項(不正アクセス禁止規定)に違反したとして起訴されていた事例¹⁸

裁判所は、正当に購入した DVD にアクセスすることは不正アクセスにあたらぬとし、不正アクセスにあたらぬ行為によって入手した鍵を利用することも罪にならないとした。被告は無罪となり、検察側も控訴しなかったため判決は確定した。

¹⁵ <http://www.usdoj.gov/criminal/cybercrime/ipcases.htm#dmca> 参照。なお、代表例が掲載されているだけであり、網羅的ではないとの注が付いている。

¹⁶ なお、起訴されたのはロシアの企業とその従業員であったが、従業員に関しては司法取引によってロシアに帰国、企業は後の陪審裁判で無罪となった。EFF の Web サイト <http://www.eff.org/IP/DMCA/US_v_Elcomsoft/20021217_eff_pr.html> 参照。

¹⁷ いずれも、被告が有罪を認めたか、陪審裁判に進み有罪の評決が下されたもの。

¹⁸ EFF の Web サイト参照 <http://www.eff.org/IP/Video/Johansen_DeCSS_case/20030109_johansen_decision.html>

TV ゲームに搭載された DRM に関する事例（英国）

Sony Computer Entertainment Inc v Ball and others, [2004] EWHC 1984 (Ch)

不正に複製されたゲームディスクでのプレイを拒否したり、欧州向け以外のディスクでのプレイを拒否したりする、Playstation の DRM を解除するチップを輸入販売した被告が、英国著作権法 296 条、296ZA 条、296 条 ZD 条、296 条 ZF 条の違反に当たるとされた事例

フランスにおける DVD の DRM 関連裁判¹⁹

DVD の DRM が、フランス著作権法が定める私的複製の権利²⁰を侵害するものであること、またコピープロテクションが施されていることを十分に消費者に徹底していなかったことを理由として、消費者団体が特定の映画タイトルの販売禁止を求めて映画会社を訴えた裁判で、2005 年 4 月 22 日、パリ控訴裁判所は、原告の訴えを退けた下級審の判決を覆し、当該特定タイトルについて、私的複製の権利に整合しない DRM の使用を禁止し、1 ヶ月以内に問題の DRM を、市中の DVD から除去しなければ 1 日あたり 100 ユーロの罰金を支払うように命じた。また、DRM の搭載に関して、消費者に十分な情報を与えていなかったことについて損害賠償を命じた²¹。

なお、昨年、CD に施されたコピープロテクションが問題となった裁判では、別の控訴裁判所で、コピープロテクションの使用に関してはレコード会社側の勝訴となった例があり²²、判断が分かれている。

4 月の判決を受けて、弁護士グループが原告となり、フランスにおける有力映画会社複数社（フランスの DVD 市場の 85% を占める）を相手取ったクラスアクションが提起されている。

¹⁹ いずれも Computer Technology Law Report (BNA) の記事（2005 年 5 月 6 日号および 6 月 3 日号）による。

²⁰ 第 122 の 5 条 著作物が公表された場合には、著作権者は、次の各号に掲げることを禁止することができない。

(1) (略)

(2) 複写する者の私的使用に厳密に当てられる複写又は複製であって、集団的使用を意図されないもの。・・・

(大山幸房訳「外国著作権法 フランス編」著作権情報センター <http://www.cric.or.jp/gaikoku/france/france_c1.html#111>) となっており、文面上は権利者に対する禁止規定となっている。

²¹ Stephane P. v. Universal Pictures Video France, Cour d'Appel de Paris, No. RG: 03/8500, 4/22/05

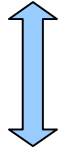
²² UFC Que Choisir v. EMI France, Cour d'Appel de Versailles, docket number not available, 4/15/05

7 将来に向けて

7 - 1 米国

立法における二つの流れ： DRM 保護の強化と緩和

Hollings 法案（全ての機器に DRM を強制） 現在は動き無し



Broadcast Flag 規則の位置づけ？

Boucher 法案（DMCA によって傷つけられた Fair Use を回復）

H.R.1201 “ Digital Media Consumers' Rights Act of 2005 ”

裁判例にも一応の傾向

映像や音楽ソフトを保護するための DRM の解除は違法

消費者のいわば「Fair Use の権利」が肯定された例はない

Lexmark 事件のように、互換製品を排除する目的での DRM 保護規定の利用は認められていない

Grokster 事件最高裁判決における 2 つの立場

ギンズバーグ判事による補足意見の立場を敷衍すると

機器や技術それ自体に、違法な行為に利用されないようにする仕組み = DRM を装備しないと、機器等の製造販売者が責任を問われる可能性

ブライヤー判事による補足意見の立場には

DRM でコンテンツを保護するのは、権利者の選択肢との言及

(法廷意見は、フィルタリングツール等を開発しようとしなかった Grokster 等の態度を、侵害の積極的誘因を意図していたことの証左として問題とする。ギンズバーグ判事の立場とは異なる)

米国は、”DRM { AND, OR, VS. } THE LAW”²³ の間で揺れ動く

7 - 2 EU

EU 著作権指令の国内法化作業は未だ全ての国で終了しているわけではない

²³ Pamela Samuelson, *DRM { AND, OR, VS. } THE LAW*, COMMUNICATIONS OF THE ACM April 2003/Vol. 46, No. 4 <http://www.sims.berkeley.edu/~pam/papers/acm_v46_p41.pdf> なお、前記論文ならびにドイツで開催された第 3 回 DRM Conference での議論を紹介するものとして、石新智規「2.6 P2P コミュニケーションの進展と新たな方の枠組み」デジタルコンテンツをめぐる法的課題に関する調査研究委員会『P2P コミュニケーションの可能性と法的課題』（財団法人デジタルコンテンツ協会 2005）参照。

Gasser=Girsberger²⁴によれば、2004年9月の時点で8カ国が作業を終えておらず、コピライト528号(2005.4)によれば2004年12月末時点で少なくともスウェーデン、ベルギー、フィンランド、フランス、スペインは対応できていない。

また、Gasser=Girsberger が、「技術的保護手段の定義」「技術的保護手段と著作権の例外の関係」「制裁と救済方法」の3点について、EUダイレクティブの関連規定がどのように国内法制化されているかを調査したところ、国毎にアプローチに差がある旨が示されている。

アクセスコントロールを対象とするかどうか

例： デンマーク と 英国・ドイツ

ダイレクティブ6条4項の appropriate measures を積極的に法定するか

例： 特に言及しないオーストリア・デンマーク と アイルランド・
英国・デンマーク・ギリシャ

どの程度の制裁を定めるか

仮に残る国での国内法化が順調に進んでも、各国国内法の間には存在する差異によって、EUでは様々な問題が生じる可能性がある。

DRMに関する問題を政府と民間で話し合うための High Level Group が2002年から組織されている。2004年第2四半期にファイナルレポート²⁵が公開され、その後一種のパブリックコメントが実施され、その成果も公表されている²⁶。

ファイナルレポートの視点

- ・ DRM 技術と相互互換性
- ・ DRM 技術とレビイの関係
- ・ インターネット上の合法サービスへの回帰の促進

7 - 3 日本

比較的早期に DRM 保護規定が整備されながら、裁判例が少ないという特徴
法律の内延外延が、今のところ判例という形では必ずしも明確ではない

以上

²⁴ Urs Gasser and Michael Girsberger (The Berkman Center for Internet & Society at Harvard Law School), Transposing the Copyright Directive: Legal Protection of Technological Measures in EU-Member States A Genie Stuck in the Bottle? <<http://cyber.law.harvard.edu/media/files/eucd.pdf>>

²⁵ 注(2)参照。

²⁶ EU の Web サイト <http://europa.eu.int/information_society/eeurope/2005/all_about/digital_rights_man/doc/drm_workshop_2005/drm_report_on_the_hlg_consultation.doc> 参照。

すべての URL は 2005 年 7 月 5 日に参照した。